

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 29 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501732号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600156号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月14日の標準賞与額を10万3,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月14日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。賞与明細書には、控除額の記載があり、所得税、健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料が控除されているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2011年12月の賞与明細書及び当該明細書の振込額と同額が記載された通帳の写しにより、請求者は平成23年12月14日に賞与(15万円)が支給され当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額(10万3,000円)に基づく厚生年金保険料(8,408円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、10万3,000円にすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501735号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年5月31日から平成9年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成9年10月1日となっているが、同社には、父が経営者であったB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成8年5月31日から勤務していたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は、同社の代表取締役及び取締役として平成8年2月6日に就任し、平成9年7月31日に退任した後、平成11年11月15日に再び就任した記録となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年10月1日であることから、同社は、請求期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、請求者から提出のあったA社における平成9年5月1日から平成10年4月30日までの預かり金に関する出納帳によると、平成9年12月31日付けにて「10月分給料 厚生年金保険料22,555円」の記載があり、同社で厚生年金保険料を給与から控除し始めたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年10月からであることが確認できる。

さらに、請求期間当時、A社において社会保険及び経理事務の担当者であった同社の取締役の一人は、請求者の請求期間当時の厚生年金保険料控除についての資料はない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600344号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600004号

第1 結論

昭和25年10月1日から昭和39年10月12日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年10月1日から昭和39年10月12日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続きを行った記憶はないし、受給した記憶もないので、前回の処分には納得できない。もし、受給したことが事実であるとするなら、脱退手当金裁定請求書等の関係書類がないことはおかしい。社会保険事務所(当時)が行った不正行為である。

今回、新たな資料、情報はないが、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者が勤務していたA事業所(現在は、B事業所)に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者が同所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和39年10月12日)から約3か月後の昭和40年1月8日に支給決定されている上、請求者が請求期間のうち昭和25年10月1日から昭和36年5月2日まで勤務していたC局に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和40年1月8日より前の昭和39年11月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和39年10月12日の前後3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A事業所において脱退手当金の受給資格を有する請求者を除く52人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、45人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち30人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定され

ている上、当該 45 人のうち同一日に支給決定されている者が 7 組 16 人確認できることなどを踏まえると、同所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられることなどから、既に平成 28 年 2 月 5 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、「新たな資料、情報はないが、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もない。もし、受給したことが事実であるとするなら、脱退手当金裁定請求書等の関係書類がないことはおかしい。社会保険事務所が行った不正行為である。」と強く主張して、再度訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在せず、請求者に係る A 事業所における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 40 年 1 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。